

網走セーリング協会

Abashiri Sailing Association

北緯 44 度

44° NL

会 則

Rule

シーマンとして

大きな声で挨拶を交わしましょう

ゴミは持ち帰り、きれいな海を

令和 2 年 4 月

網走セーリング協会 “北緯 44° ” 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会の名称は網走セーリング協会”北緯 44 度” とする。

第 2 条 (事務所)

本会は事務所を網走駒場南 7 丁目 13-9 事務局 榊原宏洋 宅に置く。

第 3 条 (施設設置場所)

本会の施設(クルーザー上架用地・クラブハウス)は網走市網走港湾内に設置する。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 (目的)

- (1) 本会は、オホーツク海、沿岸及び湖沼を中心として活動する帆走愛好者の集いであり会員が安全に留意したうえで、帆走技能の研鑽、スポーツ精神の高揚及び、海に親しみ、海洋スポーツを通じて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- (2) 本会は前項の目的に加えて、会員が主に帆走を目的にした舟船、その他総会で定める海洋スポーツ用具（以下「ヨット等」という）の使用・保管のために本会の施設を利用できるように、会員が自主的に協会を管理・運営するものである。なお、本項の目的は第 26 条第 2 号の解散の目的に含まないものとする。

第 5 条 (事業)

本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う事が出来る。

- (1) ヨット等の海洋スポーツ普及の為の事業。
- (2) 青少年の育成を図る為の事業。
- (3) 道内、道外、海外のヨットマンとの交流、情報交換。
- (4) ヨット等の海洋スポーツ競技の開催、後援等の事業。
- (5) 本会が活動するための各機関への協力要請。
- (6) シーマンシップの向上を図る為の事業。
- (7) その他、本会の目的を達成するための必要な事業。

第 3 章 会 員

第 6 条（会員）

本会の目的に賛同し、オホーツク海、沿岸及び湖沼を中心として活動する帆走愛好する者で、本会の目的に賛同する個人。

第 6 条の 2（特別会員）

本会の目的に賛同し、本会の事業達成の為に協力する会長が特に定める者を特別会員とすることが出来る。

第 7 条（入会手続）

- （1）網走クルーザークラブ、網走セーリングクラブ、及びオホーツクフリートの旧会員で、本会設立総会において本会に入会することを承諾した者は同総会で本会の設立が可決された時に本会の会員になる。
- （2）会員の推薦を得て本会に入会申込を行い、役員会において審査のうえ入会を承認された者は第 5 条規定の入会金支払規則に従い入会金を本会に支払った時に、本会の会員となる。

第 8 条（入会金）

本会に入会するには総会で定めた入会金支払規則に従い入会金を本会に支払う。なお、本会に支払われた入会金は理由の如何を問わず返還しない。

第 9 条（会費）

会員は総会で定めた会費支払規則に従い、会費を本会に支払う。なお、本会に支払われた会費は理由の如何を問わず返還しない。

第 10 条（会員資格の喪失）

次の事由が生じたときは会員資格を失う。

- ①退会
- ②除名
- ③死亡
- ④本会の解散

第 11 条（会員資格の譲渡の禁止）

会員資格は譲渡できないものとする。

第 12 条（退会）

- （1）会員は本会に対する書面による通知により本会を退会することができる。
- （2）前項の通知が本会に到達し、受理された時に退会とする。

第 13 条（除名）

本会は会員に次の事項がある場合には、当該会員を総会において出席した会員の 3 分の 2 以上の多数により本会から除名することができる。

- ①本規約、その他の本会の諸規則に違反した場合
- ②会費の支払を理由なく 1 年以上遅滞した場合
- ③理由なく 1 年間以上本会の活動に参加しなかった場合
- ④本会の秩序を乱し又は本会の名誉を害した場合

第 14 条（退会等の事後処理）

- （１）本会を退会し又は除名された者（以下「退会者等」という）は本会に帰属する一切の資産の返還又は払戻ができないものとする。
- （２）退会者等は退会又は除名された決算期の本会の支出が収入を超過した場合には、当該超過金額を当該決算期の退会者等を加えた総会員数で除した金額をそれぞれ負担するものとする。
- （３）退会者等は直ちに本会の施設に保管しているヨットその他の物品（以下「保管物」という）を同施設から引き上げるものとし、本会から退会者等に当該ヨット等を引き上げるように請求を受けてから 3 箇月経過するも当該保管物を同施設から引き上げない場合には、本会は当該保管物を当該退会者等の費用で処分することができるものとする。

第 4 章 役員及び任務

第 15 条（役員）

本会は次の役員をおく。

- | | |
|--------|-----|
| （１）会長 | 1 名 |
| （２）理事長 | 1 名 |
| （３）理事 | 若干名 |
| （４）事務局 | 2 名 |
| （５）監事 | 2 名 |

第 16 条（委嘱）

会長は総会にて選出される。

- （１）会長は、本会を代表し会務を遂行する。

また、本会の管理・運営に関して本会名で登記、登録、その他の行為（以下「登記等」という）を執行する。会長の地位を喪失した時点で、速やかに当該登記等の名義を新たに選任された会長の名義に移転する。

- （２）理事長は、総会で承認された理事の中より推薦され、当会の実務(大会、催事)等を統轄し管理運営する。また、関係機関との連携をとり当会の発展の推進を図る。
- （３）理事は、理事会で推薦され承認され、会長理事長を補佐し、会長、理事長が職務を執行できない場合は、その職務を代行する。
- （６）事務局は、理事会が推薦し、総会で承認され、事業、財務・会計及び施設管理の会務を行う。
- （７）監事は、理事会が委嘱し、事業及び財務・会計を監査する。

第 17 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 18 条（補欠役員の補充及び任期）

役員に欠員が生じたときは、役員の補充を行う。補欠役員は理事会が委嘱する。

委嘱された補欠役員の任期は前任者の残余期間とする。

第 19 条（解任）

役員は、総会の決議に基づき解任することが出来る。

第 20 条（会長、副会長、監査の報酬）

役員の職務は無報酬にて行う。

第 5 章 会 議

第 2 1 条（役員会）

- （１）役員会の議長は、会長がつとめる。
- （２）役員会は、毎年少なくとも 1 回会長が招集する。但し、会長が必要と認めた時、又は、役員の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して、請求のあった時は、臨時役員会を招集する。
- （３）役員会は、役員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立とする。尚、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を示した者は、出席者とみなす。
- （４）役員会の決議は、出席者の過半数を持って定め、可否同数の時は議長がこれを定める。

第 2 2 条（理事会）

- （１）理事長は必要ある毎に、当該議事に係る理事を招集することができる。
- （２）理事会における決議は本規約に定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって定める。
- （３）理事長が理事会の議長を務める。

第 2 3 条（総会）

- （１）総会は網走セーリング協会”北緯 44 度”の最上位の議決機関とする。
- （２）総会は、会員の過半数を持って成立する。
- （３）総会において次の事項を決議する。
 - ①本規約で総会が決議すると規定した事項
 - ②本規約で役員会の決議事項とされているが、総会において決議することが適当であると総会が判断した事項
 - ③本会に関する重要な事項で、総会において決議することが適当であると総会が判断した事項
- （４）総会における決議は、本規約に定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって定める。
- （５）当該議事につき書面をもってあらかじめ意思の表示をした者の代理会員は他の会員を代理人として総会における議決権を行使することができる。
- （６）定時総会は毎年会期終了後に会長がこれを招集する。
- （７）臨時総会は必要ある毎に、会長がこれを招集する。
- （８）総会における議長は、出席会員の中から選任する。
- （９）総会に付議する事項は、開催日の 10 日前までに会員に通知しなければならない。
但し、会長が緊急の必要があると認めたときは、この限りではない。
- （10）総会は総会において出席した会員の 3 分の 2 以上の多数により役員を解任することができる。

第 6 章 管理・運営、施設利用

第 2 4 条（本会の管理・運営）

- （１）本会の管理・運営は本規約に従い総会の決議により会長が行う。
- （２）会員は本会の管理・運営に協力するものとし、総会の決議により本会の施設の保全、管理等を行う。なお、当該決議は、会員間の公平を害しないように定めなければならない。

第 2 5 条（施設の利用）

- （１）会員は総会で定める施設利用規則（以下「施設利用規則」という）で規定された範囲内で本会の施設を利用することができる。
- （２）本会の施設を利用する者は施設利用規則に従わなければならない。

第 26 条（ビジターの施設の利用）

- （１）会員が本会会員以外のもの（以下「ビジター」という）を本会の施設に同伴した場合には、当該会員は他の会員の同施設の利用を害しない範囲で、ビジターが本規約に従うことを条件に、ビジターに同施設を利用させることができる。
- （２）本会の施設においてビジターの行為により生じた責任についてはビジターを同伴した会員も連帯して責任を負うものとする。

第 27 条（ヨット等の保管）

- （１）会員は施設利用規則に従い、ヨット等を本会の施設に保管することができる。
- （２）会員が施設利用規則に違反してヨット等を本会の施設に保管している場合には役員会は当該会員が当該ヨット等を同施設に保管することを停止することができる。

第 7 章 会 計

第 28 条（決算）

- （１）本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。
- （２）会長は毎年、総会において、事業年度の決算及び来期の予算案の承認を得なければならない。
- （３）事業年度の本会の支出が収入を超過している場合には、会員は当該超過額を総会員数（当該決算期の退会者及び除名者を加える）で除した金額を各自負担する。

第 29 条（資産の帰属）

本会の資産は会員に総有的に帰属するものとし、会員は同資産の一切の返還又は払戻ができないものとする。

第 8 章 責 任

第 30 条（本会の責任等）

- （１）本会の施設において発生した会員及びビジターの親書については、本会に悪意又は重過失がない限り本会は免責されるものとする。
- （２）本会は本会の施設から海洋に至るまでの地域及び海洋において生じた損害について一切責任を負わず、会員及びビジターの自己責任とする。
- （３）本会は会員又はビジターが施設利用規則又は本会の施設管理者の指示に違反したことにより自らが被った損害については一切責任を負わない。
- （４）会員がヨット等を共有で所有している場合には、当該共有者間で、安全を確立し、責任をとれる体勢をつくらなければならない。

第 31 条（損害保険）

- （１）会員は自らの負担でヨット等の使用により生じることが予想される損害に備えて損害保険に加入しなければならない。
- （２）会員は本会を退会するまで前項規定の損害保険の加入を継続しなければならない。

第 9 章 規約の変更及び解散

第 3 2 条 (規約の変更)

本規約を変更するには、総会において会員の 3 分の 2 以上の決議によらなければならない。

第 3 3 条 (解散)

本会は次の事項が生じた場合に解散する。

- ①会員が存在しなくなったとき
- ②本会の目的が不能になったとき
- ③総会において会員の 4 分の 3 以上の多数により解散決議をしたとき

第 1 0 章 通 知

第 3 4 条 (通知)

- (1) 会員は本会からの通知を受ける場所（以下「通知場所」という）を本会に書面により届け出なければならない。
- (2) 本会からの会員に対する通知については、前項規定の会員が届け出た通知場所に通知すれば会員に対する通知がなされたものとする。なお、会員が共有でヨット等を所有している場合には、当該共有代表者に対して通知をすれば、当該共有者全員に通知をしたものとする。
- (3) 会員は通知場所に変更が生じた場合には、速やかに書面により本会に届け出なければならない、同届け出を受けるまでは、本会に変更前の通知場所に通知すれば足りるものとする。

網走セーリング協会”北緯 44° ” 規則

附則

本規約は平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

” 平成 20 年 4 月総会で改訂し施行する。

” 令和 2 年 4 月 ”

網走セーリング協会”北緯 44 度” 施設利用規則

- (1) 網走セーリング協会”北緯 44 度” 施設（以後、ASA 44°NL 施設と略す）とは、網走セーリング協会”北緯 44 度”の停泊地、上架用地、艀装品置場、協会ハウス、テラス、及び網走セーリング協会”北緯 44 度”に実質的な所有権、使用权のあるものすべてを指すものとする。
- (2) 網走セーリング協会”北緯 44 度” 会員（以後、ASA 44°NL 会員と略す）は、会費の納入を前提に、ASA 44°NL 施設にヨット等を保管し、使用することが出来る。
- (3) ASA 44°NL 施設の利用は ASA 44°NL 会員に限定され、ビジター会員のみでの利用は出来ない。ビジター会員は ASA 44°NL 会員の同伴時にのみ利用できる。
(詳しくは協会規則第 25 条にて記す)
- (4) ASA 44°NL 施設に、新たに所有艇を保管する場合や保管を解除する場合には、事前に年度単位で所有会員又は共同所有代表会員が陸置開始、陸置廃止届を事務局まで提出する。
- (5) 協会ハウス、艀装品置場のカギの開閉、及び、電気、ガス、水道、各艇ロッカーの管理は、利用者の責任で確実に行うこと。特に、鍵は必ず管理役員から借りて、帰る時に返すこと。
最初に鍵を借りた者は、ASA 44°NL 施設利用者名簿の氏名欄を○で囲むこと。(最初に合鍵で開けて、最後の者が鍵の無い場合には、デリカップから鍵を借りて帰る時に返す事)
- (6) ASA 44°NL 施設の利用に際し、ASA 44°NL 施設利用著名簿に必ず記入し、出艇時には更に、出艇時刻、帰着予想時刻を記入し、帰路に着く前には、帰着予想時刻に横線でチェックを入れること。帰着予想時刻を過ぎても、チェックが入っていない場合は、海上での事故が予想されるので、大至急、110 番：網走警察署（0152-43-0110）・119 番：網走消防署（0152-43-2221）か 118 番：網走海上保安署（0152-44-9118）に電話して、警察、消防か海上保安庁に救助の要請を行うとともに緊急連絡網の上位のものへ連絡すること。陸上での事故の場合には、110 番か 119 番に電話してから、海上での事故の場合と同じく、緊急連絡網の上位のものへ連絡すること。
- (7) ASA 44°NL 施設内及び周辺等は常に整理整頓に心がけ、ゴミは極力出さないこと。ゴミが発生した場合は、すべて持ち帰ること。ゴミを持ちかえらず残した者は、今後、ASA 44°NL 施設の利用は出来ないものとする。
- (8) 最終退出者は、必ず ASA 44°NL 施設利用簿に必要事項を記入のうえ鍵を閉め、管理役員の鍵を管理役員へ返すこと。

(本規約制定日平成 14 年 6 月 16 日)

尚、令和 2 年 4 月 1 日現在、ASA 44°NL 施設の一部設置されていないものがあるが、今後設置される度に適用するものとする。

網走セーリング協会”北緯 44° ” 規則

網走セーリング協会”北緯 44 度” 入会金、会費支払規則

入会金（円／会員、入会時、）	10,000円
会 費（円／年・会員）	8,000円

入退会の日に関係なく決算期（4月1日～3月31日）内に1日でも会員であれば、その年の協会会費を支払う。（3月31日までに）

月会費（円／艇・月）（陸置料金）

I. 会員・艇数形態と陸置き料金

所有の形態	陸置艇数の形態	
	1 艇	複数艇
一人	A	B
共同所有(複数人)	C	D

会員・艇数の形態	陸 置 料 金
A・C	基本料金
B・D	1 艇目は基本料金。2 艇目以降は割引料金。

複数艇所有の場合には、基本艇は高額艇を1艇目とする。

II. 艇種と陸置料金

分 類	艇 種	基本料金	月額料金	割引料金	備 考
クルーザー	40ft～42ft	80,000 円/年	8,000 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
	37ft～39ft	68,000 円/年	6,800 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
	33ft～36ft	48,000 円/年	4,800 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
	30ft～32ft	42,000 円/年	4,200 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
	26ft～29ft	35,000 円/年	3,500 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
	24ft～26ft	30,000 円/年	3,000 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
	20ft～23ft	26,000 円/年	2,600 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
	16ft～19ft	21,000 円/年	2,100 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
ディンギー	470・Y-15	11,000 円/年	1,100 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
	シカーラ	9,000 円/年	900 円/月	基本料金と同じ	艇体面積以外に用地を使用する場合は別途料金
	レーザー II	8,000 円/年	800 円/月	7,000 円/年	重ね保管が原則
	レーザー・シーホッパー	7,000 円/年	700 円/月	6,500 円/年	重ね保管が原則
テンダー・ボート	3m 以内	5,500 円/年	550 円/月	5,000 円/年	重ね保管が原則
ウインドサーフィン	ボード	3,000 円/年	300 円/月	2,700 円/年	重ね保管が原則
	〃 (ヨット共)	—	—	2,500 円/年	重ね保管が原則
カヌー・カヤック	カヌーカヤック	5,000 円/年	500 円/月	4,500 円/年	重ね保管が原則
カヌー・カヤック	〃 ヨット共	—	—	4,500 円/年	重ね保管が原則

網走セーリング協会”北緯 44° ” 規則

Ⅲ. 陸置料金の発生と支払期日

	期間	支払月	支払義務発生
年払い	4 月～3 月	5 月	期間中に 3 ヶ月以上
月払い	毎月	翌月	期間中に 1 日以上(月割)

始めて陸置きする場合は陸置開始日時に支払う。

期間内に艇を交換する場合は高い方の艇の陸置料金を支払う。

本会則は、平成 14 年 6 月 16 日に制定され、本年度平成 14 年 4 月 1 日より適用する。(※役員等の改定)

” 平成 20 年 4 月総会にて改訂し平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

” 平成 29 年 4 月総会にて改訂し平成 29 年 4 月 1 日より適用する。(※会費の改定)

” 令和 2 年 4 月総会にて、役員の変更があったので一部を訂正する。